（前のページより続き）
平成二十八年度国税庁経験者採用試験（国税調査官級）公告（同）　五七
平成二十八年度農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　五八
平成二十八年度国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　五九
平成二十八年度観光庁経験者採用試験（係長級（事務））公告（同）　六一
通関士試験公告（財務省）　六三
医師国家試験の施行（厚生労働省）　六三
歯科医師国家試験の施行（同）　六四
介護福祉士国家試験の施行（同）　六五
介護福祉士試験委員の公告（同）　六六
平成二十八年度旅行業務取扱管理者試験の公示（観光庁）　七〇

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七一
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、公文書等の管理に関する国立大学法人名古屋大学、プログラムの著作物に係る登録関係　九四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　九五
会社その他
会社決算公告　一〇〇

省　令

○財務省令第六十号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十五条第三項、第十六条第六項、第十七条第二項並びに第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項及び第八十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月一日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十条第三項中「二人」を「三人」に改める。

第十条の二の見出し中「広域災害実地監査官、会計監査調整官」を「会計監査調整室並びに広域災害実地監査官」に改め、同条第一項中「広域災害実地監査官一人、会計監査調整室並びに広域災害実地監査官」を「会計監査調整室並びに広域災害実地監査官一人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　会計監査調整室は、国の会計の監査に関する事務の調整その他専門的事項をつかさどる。

第十条の二第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　広域災害実地監査官は、命を受けて、広域的な災害に関する災害復旧事業費の決定に係る実地監査その他専門的事項を処理する。

第十条の二第二項の次に次の一項を加える。

3　会計監査調整室に、室長及び会計監査調整官一人を置く。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

第二十三条第五項中「室長」の下に「及びたばこ塩企画調整官一人」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　たばこ塩企画調整官は、命を受けて、たばこ塩事業室の所掌事務のうち重要事項についての調整その他専門的事項を処理する。

第三十三条の見出し中「並びに資金管理専門官及び国際市場調査官」を「及び資金管理専門官」に改め、同条第一項中「並びに資金管理専門官及び国際市場調査官それぞれ一人」を「及び資金管理専門官一人」に改め、同条第五項を削る。

第三十五条第一項中「一人」を「二人以内」に改める。

第百九十条の三第一項中「十五人」を「十六人」に改める。

第百九十条の五第一項中「近畿財務局」を「東海財務局及び近畿財務局」に、「一人」を「それぞれ一人」に改める。

第百九十一条第一項中「三十九人」を「四十一人」に、「二百四十九人」を「二百五十一人」に改める。

第百九十二条第一項中「三十七人」を「三十六人」に改める。

第百九十六条第三十一号ラ中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第十七条第二項」を「第二十一条第二項」に改める。

第二百十五条の四中「中国財務局」の下に「及び四国財務局」を加え、「一人」を「それぞれ一人」に改める。

第二百十六条第一項の表東海財務局の項中「金融監督第三課」を「金融監督第三課　金融監督第四課」に改め、同条第三項の表近畿財務局の項中「四人」を「三人」に改め、同項金融調整官の欄中「一人」を「二人」に改め、同表合計の項中「三十六人」を「三十五人」に、「九人」を「十人」に改める。